

SHINSHU
SUZAKA
2023.6.1

須坂の 町並み だより

No.20

特定物件の同意書提出のお願いと、6/18 まちづくりセミナー2023 開催

国の重伝建選定に向けた対応状況報告としまして、2月下旬に予定地区9町での町別説明会開催後すすめています同意書提出へのお願いと、6月18日に開催予定の「まちづくりセミナー2023」についてお伝えします。

1 同意書提出への対応状況と今後提出いただく方への依頼について

2月に実施しました町別説明会の後、特定物件となる候補物件の所有者の皆様のお宅に特定物件の同意依頼に、職員が順次訪問させていただいています。

既に同意書をご提出いただきました約40軒の皆様には、ご理解ご対応いただきまして大変ありがとうございます。

該当される皆様には、同意書提出についての説明資料を、事前にお送りしてきていますが、対象予定地区の町並みの魅力を向上させるために、また国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されるために、該当する建物が特定物件となる必要があります。

この同意の対象となる「特定物件」について、改めて説明します。

(1) 対象

対象となる伝統的建造物 (特定物件)の基準	・ 伝建対象予定地区内の建造物 ・ 製糸業が衰退した昭和20年代頃までに建てられた建造物
伝統的建造物(特定物件)とは…	
昭和20年代頃までに建てられた建造物のうち、須坂地区の特性を維持していると認められるものが対象になります。(例：土蔵造の店舗や主屋、土蔵、長屋、門、塀など) 伝統的建造物(特定物件)に特定されると、修理を行う際には高い補助率・補助額で補助を受けることができます。ただし、将来にわたり文化財として維持・保存していくことが原則となりますので、取り壊しなどはできなくなります。なお、対象となる建物が勝手に特定されるわけではなく、所有者の同意を受けて特定されることとなります。	

(2) 補助金、税制優遇の方針について

補助金:

種類	対象建物	対象経費	補助率	限度額
修理	伝統的建造物 (特定物件)	増築、改築、移転、修繕及び模様替えに要する経費の外観部分(耐震補強に係る経費含む)	80% 以内	2,000万円
修景	伝統的建造物(特定物件)以外の建物	新築、増築、改築、移転、修繕及び模様替えに要する経費の外観部分	60% 以内	750万円

裏面へつづく



特定物件に対する税制優遇：家屋及びその敷地の相続税評価額が30%控除。
家屋の固定資産税及び都市計画税は非課税。

(3) 制約について

特定物件は「伝統的建造物群」として文化財の構成要素となりますので、取り壊しは行わず、修理して活用し、保存していただくことになります。

「修理」とは、現状維持あるいは復原を行うことが原則となります。対象となるのは、外観(外観形状、仕上げデザイン、素材)が主となるため、内部の改修についての基準はなく、自由に改変できます。

(4) 特定物件となるための対応


- 同意依頼文書と同意書記載例、説明資料などを、特定物件の所有者宛に、順次市より事前に送付しています。
- 資料到着後、順次職員が特定物件所有者のお宅に個別に訪問し、制度説明の上、特定物件となる候補物件を確認に伺います。
- 確認後、対象物件を印字しました同意書様式をお届けし、同意書を受け取りに再度訪問します。

須坂市の歴史的町並みが将来に向けて適切に保存され、有効に活用されることで守り伝えるため、同意書の提出につきまして、ご理解・ご協力をお願いいたします。

2 6/18 開催 まちづくりセミナー2023 ～次世代に引き継ぐ私たちの町の資源を考える～

まちづくりの課題である空き家問題と、重伝建制度を活用したまちづくりを考えることを目的に、「まちづくりセミナー2023」を開催します。

セミナーの中で、重伝建制度の内容や今後の予定などについても説明させていただきますので、2月の町別説明会にご出席できなかった方も、ぜひご参加ください。

日 時	6月18日(日) 午後2時～4時予定	
会 場	須坂市旧上高井郡役所 2階 多目的ホール1(須坂市大字須坂 812-2)	
内 容	(1) あいさつ (2) 重伝建制度について「これからのまちづくりに活用する『重要伝統的建造物群保存地区制度』とは」 (3) 空き家対策「『空き家の現状と相続対策あれこれ』～”負”動産から”富”動産へ～」 (4) 質疑応答	当日は、オンラインでの中継も行います。こちらからご覧ください。 
実施主体	主催：須坂景観づくりの会 共催：須坂市、須坂市教育委員会 後援：須坂新聞社、株式会社 Goolight、須坂商工会議所青年部、一般社団法人須坂青年会議所、信州須坂町並みの会、信州須坂町並みフォーラム	
問合せ先	須坂市文化スポーツ課 248-9027	

同意書提出につきまして、順次直接訪問してお話する中で、皆様のご自分の家に対するだけでなく、町への想いや愛情がとても伝わってきています。その想いを、重伝建制度を活用したまちづくりに、是非ともつなげていきたいと考えています。引き続き訪問させていただきますが、ご理解ご対応を、どうぞよろしくお願いいたします。

編集・発行・問合せ
須坂市 社会共創部 文化スポーツ課
重伝建推進係 担当：寺沢、小西
☎026-248-9027

これまでの記事はこちらから

